

## 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三原市	佐木地区 向田野浦地区 須ノ上地区	令和2年3月31日	年 月 日

### 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	243.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	34.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の農地面積の合計	22.0 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	4.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	18.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.0 ha
(備考)アンケート調査は350戸について実施したところ、回答があったのは43戸であった。	

### 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける予定である耕作面積よりも、アンケートに回答した70歳以上の農業者が所有する農地面積のほうが多い。  
 新たな農地の受け手の確保が必要である。  
 地区内には、高齢化により耕作放棄されていた畑地や、条件の悪い農地も介在している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

佐木地区、向田野浦地区、須ノ上地区それぞれにおいて、農地利用については、中心経営体である法人1経営体が担うほか、中心経営体が育成を目指す新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。  
 中心経営体へ農地の貸し付けを行う際には、中心経営体の安定した経営基盤の確保のため、農地中間管理機構を活用した利用権設定を行うこととする。  
 中心経営体及び中心経営体が育成した新規就農者等の効率的な営農を推進するために、土地改良の各種事業活用を検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
法	広島県果実農業 協同組合連合会 (A)	-	0.0 ha	かんきつ	10.0 ha	佐木地区 向田野浦地区 須ノ上地区
計	1 経営体		0.0 ha		10.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 アンケートにより貸付け等の意向が確認された農地は、16圃場、663aとなっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体Aは、自身がかんきつ栽培による農業経営を行うと同時に、成園について新規就農者への継承を予定している。 中心経営体Aの長期間に渡る安定的な経営基盤の確保及び、新規就農者へのスムーズな利用権の移転を図り、農地の貸し出しを行う際には積極的に農地中間管理機構を活用することとする。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、佐木地区、向田野浦地区、須ノ上地区において、農地の大区画化・排水整備等の基盤整備に取り組む。</p>